

SEC Rule 12g3-2(b) の改正について

2008年9月、SECは外国発行者の開示免除規定である「Rule 12g3-2(b)」の改正ファイナルルールを公表し、2008年10月10日から発効されました（3ヶ月間の移行期間あり）。

改正ルール要旨

- 「Rule 12g3-2(b)」とは、米国で証券が流通する外国発行体が、米国証券法下のフル・ディスクロージャー規制を免除されるための条件・手続きを謳った規程。
- 今回の改正ルールでは、免除要件として、母国におけるディスクロージャー書類をすべて英訳することが謳われている。（英訳を「強いる」趣旨のルールではなく、たとえばUSGAAPでの英文財務諸表作成を不問とするなど、米国証券法下のフルディスクロージャー義務が「免除される」という意味で、免除規定と称される）
- 従来の実務では、英文開示範囲の解釈が比較的曖昧であったため、部分英訳や抄訳による対応も散見された。**今回の改正案では「母国で開示したディスクロージャー資料の完全な英訳」が強調されている点がポイント。**
- Unsponsored ADRが流通する企業の場合、従来は「12g3-2(b)の適用申請→免除規定の適用」を前提としていたが、今回の改正によって、適用申請が無くとも母国での情報開示と事実上同等程度の英文開示がなされていれば、要件は足るとされた。このため、本ルールの対象企業が格段に広がることが指摘されている。（預託銀行におけるUnsponsored ADRの発行が増加中）
- 英訳したディスクロージャー文書の公表場所として、自社ホームページ、主要な上場取引所の電子的情報開示システム（日本国内の開示実務においては、事実上Tokyo Market Information System内のTDnetを指すと解される）が挙げられている。
- 対象書類として挙げられているのは下記4点
 - ✓ アニュアルレポート
 - ✓ インテリムレポート
 - ✓ プレスリリース
 - ✓ そのほか株主に直接的に提供される書類
- ルールの解釈には弁護士によっても違いがある。（たとえば日本の開示法制下で「アニュアルレポート」をどう解するか、「プレスリリース」とはどこまでを指すのかなど、日米のディスクロージャー法制のズレを所与として、英文開示全体としていかに米国株主保護を担保するか、弁護士事務所によって助言内容に差異がある）

本件に関するお問い合わせ先

株式会社アイ・アール ジャパン (IRJ)
リーガル ドキュメンテーション グループ
[TEL : 03-3796-1121 / 北村、橋本]